

関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>關稅法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条關係）</p> <p>目次</p> <p>第一章～第二章（省略）</p> <p>第三章 保稅地域</p> <p>第一節及び第二節（省略）</p> <p>第三節 保稅蔵置場（第三十五条 第四十四条の二）</p> <p>第四節～第六節（省略）</p> <p>第四章（省略）</p> <p>第五章 通關</p> <p>第一節～第六節（省略）</p> <p>第七節 郵便物に関する特則（第六十六条 第六十八条の三）</p> <p>第六章～第九章（省略）</p> <p>附則</p> <p>（開港及び稅關空港）</p> <p>第一条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 開港は、開港となつた年の翌年以後において次のいずれかに該当することとなつたときは、開港でなくなるものとする。この場合には、財務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。</p> <p>一 一年を通じて当該開港において貨物の輸出（法第七十五条（外国貨物の積戻</p>	<p>關稅法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条關係）</p> <p>目次</p> <p>第一章～第二章 同上</p> <p>第三章 同上</p> <p>第一節及び第二節 同上</p> <p>第三節 保稅蔵置場（第三十五条 第四十四条）</p> <p>第四節～第六節 同上</p> <p>第四章 同上</p> <p>第五章 同上</p> <p>第一節～第六節 同上</p> <p>第七節 郵便物に関する特則（第六十六条 第六十八条）</p> <p>第六章～第九章 同上</p> <p>附則</p> <p>（開港及び稅關空港）</p> <p>第一条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 開港は、開港となつた年の翌年以後において次のいずれかに該当することとなつたときは、開港でなくなるものとする。この場合には、財務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。</p> <p>一 一年を通じて当該開港において貨物の輸出（法第七十五条（外国貨物の積戻</p>

し)に規定する積戻しを含む。次号及び第五十二条第二号において同じ。)及び輸入(法第四十三条の第三項(外国貨物を置くことの承認)(法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定により税関長の承認を受けて外国貨物を置くことを含む。次号において同じ。)がなく、又は外国貿易船の入港及び出港がないとき。

二 一年を通じて当該開港において輸出され、又は輸入された貨物の価額の合計額が五千万円を超え、かつ、外国貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計数が十隻を超えることが引き続き二年なかつたとき。

4 (省 略)

(技術的読替え等)

第四条の十五 (省 略)

2 第三十九条の第二項又は第二項の規定は、法第七条の十三において準用する法第四十八条の第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の第二項及び第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第七条の第二項(申告の特例)の承認を」と、同条第一項中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第七条の第二項(申告の特例)の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第七条の第二項(申告の特例)の承認を受けた者の名称及び住所」と、「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「当該保税蔵置場の業務」とあるのは「当該特例輸入者に係る貨物の輸入の業務」と読み替えるものとする。

(担保の解除)

し)に規定する積戻しを含む。次号及び第五十二条第二号において同じ。)及び輸入(法第四十三条の第三項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(法第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む。))又は法第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の規定により税関長の承認を受けて外国貨物を置くことを含む。次号において同じ。)がなく、又は外国貿易船の入港及び出港がないとき。

二 一年を通じて当該開港において輸出され、又は輸入された貨物の価額の合計額が五千万円をこえ、かつ、外国貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計数が十隻をこえることが引き続き二年なかつたとき。

4 同 上

(技術的読替え等)

第四条の十五 同 上

2 第三十九条の第二項又は第二項の規定は、法第七条の十三において準用する法第四十八条の第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の第二項及び第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第七条の第二項(申告の特例)の承認を」と、同条第一項中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第七条の第二項(申告の特例)の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第七条の第二項(申告の特例)の承認を受けた者の名称及び住所」と、「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「当該保税蔵置場の業務」とあるのは「当該特例輸入者に係る貨物の輸入の業務」と読み替えるものとする。

(担保の解除)

第八条の四 税関長は、次に掲げる場合においては、直ちに担保を解除する手続きをしなければならぬ。

一及び二 (省略)

三 法第六十一条第二項(保税工場外における保税作業)(法第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定により担保を提供した場合において、法第六十一条第一項の規定により許可を受けた貨物がその指定された期間内に積戻しされ、輸入(法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定による引取りを含む。)され、若しくは保税地域に入れられたとき、法第六十一条第五項(法第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定により関税が徴収されたとき、又は法第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項本文(許可を受けた者の関税の納付義務等)若しくは法第六十二条の十三(貨物の管理者の連帯納税義務)の規定により関税が徴収されたとき、若しくは法第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項ただし書の規定により関税が徴収されないこととなつたとき。

四 法第六十二条の四第二項(販売用貨物等の蔵置場所の制限等)(法第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定により担保を提供した場合において、関税が納付され、若しくは徴収されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

五 (省略)

六 法第七十三条第一項又は法第七十七条第七項(郵便物の関税の納付等)の規定により担保を提供した場合において、関税が納付され、若しくは徴収されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

七 (省略)

八 定率法第十三条第三項(製造用原料品の減税又は免税)(定率法第十七条第

第八条の四 税関長は、次に掲げる場合においては、直ちに担保を解除する手続きをしなければならぬ。

一及び二 同上

三 法第六十一条第二項(保税工場外における保税作業)(法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)の規定により担保を提供した場合において、法第六十一条第一項の規定により許可を受けた貨物がその指定された期間内に積戻しされ、輸入(法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定による引取りを含む。)され、若しくは保税地域に入れられたとき、法第六十一条第五項(法第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定により関税が徴収されたとき、又は法第六十二条(保税工場)及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項本文(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務)若しくは法第六十二条の十三(貨物の管理者の連帯納税義務)の規定により関税が徴収されたとき、若しくは法第六十二条及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項ただし書の規定により関税が徴収されないこととなつたとき。

四 法第六十二条の四第二項(保税展示場で販売される見込みがある貨物についての担保の提供)(法第六十二条の十五において準用する場合を含む。)の規定により担保を提供した場合において、関税が納付され、若しくは徴収されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

五 同上

六 法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)又は法第七十七条第七項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定により担保を提供した場合において、関税が納付され、若しくは徴収されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

七 同上

八 定率法第十三条第三項(製造用原料品の減税又は免税)(定率法第十七条第

二項及び定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）又は定率法第十八条第二項（再輸出減税）の規定により担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収されたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

（外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出の手続）

第四十一条 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定による届出は、

次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行つものとする。

一

届出をする者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第五十条第一項の承認を受けた年月日

三 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）に規定する行為を行おうとする場

所（次号及び次項において「届出蔵置場」という。）の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積

四 届出蔵置場に置くこととする貨物の種類

五 その他財務省令で定める事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関

長は、届出蔵置場が法第五十条第一項に規定する財務省令で定める基準に適合することが前項の届出書から明らかであることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一 届出蔵置場及びその付近の図面

二 届出蔵置場としての利用の見込書

三 届出蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表

二項（再輸出免税）及び定率法第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）において準用する場合を含む。）又は定率法第十八条第二項（再輸出減税）の規定により担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収されたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

第四十一条から第四十四条まで 削除

四 その他財務省令で定める書類

( 保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等 )

第四十二条 法第五十条第三項( 保税蔵置場の許可の特例 ) に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第五十条第一項の承認を受けようとする者( 以下この条において「申請者」という。 ) の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第四十二条第一項( 保税蔵置場の許可 ) の許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地

三 その他財務省令で定める事項

2| 前項の申請書には、法第五十一条第三号( 承認の要件 ) の規則を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者が法第六十一条の五第一項( 保税工場の許可の特例 ) の承認を受けている者であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3| 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4| 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5| 法第五十条第一項の承認を受けた者( 第四十四条及び第四十四条の二第一項において「承認取得者」という。 ) は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

( 承認取得者の承認の更新の手続 )

第四十三条 法第五十条第四項( 保税蔵置場の許可の特例 ) の規定に基づき同条第

一項の承認の更新を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称を記載した申請書を当該承認をした税関長に提出しなければならない。

(承認の取消しの手続)

第四十四条 税関長は、法第五十四条第一項(承認の取消し等)の規定により法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を取り消す場合には、その旨及びその理由を記載した書面により承認取得者に通知しなければならない。

(技術的読替え等)

第四十四条の二 法第五十五条の規定において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条の二第一項	により当該許可	により第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認
第四十八条の二第二項	の当該許可	の当該承認
第四十八条の二第三項及び第五項	税関長 保税蔵置場の許可	第五十条第一項の承認
第四十八条の二第四項	税関長 当該保税蔵置場	当該承認をした税関長 保税蔵置場
	第四十三条各号(許可の要件)のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	第五十一条各号(承認の要件)のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする
	税関長	第五十条第一項の承認をした税関長

第四十七条第一項第一号 又は第三号（許可の失効） の規定にかかわらず、	当該
当該	
当該許可	同項の承認

2 第三十九条の二第一項から第三項までの規定は、法第五十五条において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第五十条第一項の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第五十条第一項の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第五十条第一項の承認を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「法第五十条第一項の承認を受けた者に係る保税蔵置場」と読み替えるものとする。

（指定保税工場に係る報告の手続）

第四十九条の二 法第六十一条の二第二項（指定保税工場の簡易手続）に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （省 略）

二 翌月に繰り越される未使用の原料品及び当該原料品のうち法第六十一条の四において準用する法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による税関長の承認を受けているものの品名及び数量

三及び四 （省 略）

（指定保税工場に係る報告の手続）

第四十九条の二 法第六十一条の二第二項（指定保税工場に係る報告書）に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 同 上

二 翌月に繰り越される未使用の原料品及び当該原料品のうち法第六十二条（保税工場）において準用する法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）の規定による税関長の承認を受けているものの品名及び数量

三及び四 同 上

2及び3 (省略)	2及び3 同上
(記帳義務)	(記帳義務)
第五十条 (省略)	第五十条 同上
2 (省略)	2 同上
<p>3 第一項第一号に定める事項の記載は、<u>法第六十一条</u>の四において準用する<u>法第四十三条</u>の三第一項(外国貨物を置くことの承認)の規定による税関長の承認を証する書類又はその写しを保税工場に保管することによつて代え、第一項第二号に定める事項の記載は、その者が保管するこれらの書類に所要の事項を追記することによつてすることができる。</p>	<p>3 第一項第一号に定める事項の記載は、<u>法第六十二条</u>において準用する<u>法第四十三条</u>の三第一項(<u>保税蔵置場</u>に外国貨物を置くことの承認)の規定による税関長の承認を証する書類又はその写しを保税工場に保管することによつて代え、第一項第二号に定める事項の記載は、その者が保管するこれらの書類に所要の事項を追記することによつてすることができる。</p>
4及び5 (省略)	4及び5 同上
(保税蔵置場についての規定の準用)	
<p>第五十条の二 <u>第三十五条</u>から<u>第三十六条</u>の三まで及び<u>第三十七条</u>から<u>第三十九条</u>の二までの規定は、保税工場について準用する。この場合において、<u>第三十五条</u>第一項第二号中「<u>に置くこととする</u>」とあるのは、「<u>における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する</u>」と、<u>同条</u>第二項第四号中「<u>貨物の保管規則及び保管料率表</u>」とあるのは、「<u>使用規則及び使用料率表</u>」と読み替えるものとする。</p>	
(保税作業を行おうとする場所に係る届出の手續)	
<p>第五十条の三 <u>法第六十一条</u>の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。</p>	
一 届出をする者の住所又は居所及び氏名又は名称	
二 <u>法第六十一条</u> の五第一項の承認を受けた年月日	
三 保税作業を行おうとする場所(次号及び次項において「 <u>届出工場</u> 」という。	
(  )の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積	

四 届出工場における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物の種類  
五 その他財務省令で定める事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、届出工場が法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定める基準に適合することが前項の届出書から明らかであることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

- 一 届出工場及びその付近の図面
- 二 届出工場としての利用の見込書
- 三 届出工場が営業用のものである場合においては使用規則及び使用料率表
- 四 その他財務省令で定める書類

( 保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等 )

第五十条の四 法第六十一条の五第三項（保税工場の許可の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第六十一条の五第一項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けている保税工場の名称及び所在地
- 三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第六十二条において準用する法第五十一条第三号（承認の要件）の規則を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者が法第五十条第一項（保税感置場の許可の特例）の承認を受けている者であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4| 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5| 法第六十一条の五第一項の承認を受けた者（第五十一条第二項において「承認取得者」といふ。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

（承認取得者の承認の更新の手續）

第五十条の五 法第六十一条の五第四項（保税工場の許可の特例）の規定に基づき同条第一項の承認の更新を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称を記載した申請書を当該承認をした税関長に提出しなければならない。

（技術的読替え等）

第五十一条 法第六十二条の規定において法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による承認について法第五十一条から第五十五条まで（承認の要件・規則等に関する改善措置・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十一条第一号八	第四十三条第二号	第六十一条の四において準用する第四十三条第二号
第五十三条第一号	第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）	第五十六条第一項（保税工場の許可）

2| 第四十四条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第一項の規定により法第六十一条の五第一項の承認を取り消す場合について、第四十四条の二

（保税蔵置場についての規定の準用）

第五十一条 第三十五条から第三十六条の三まで及び第三十七条から第三十九条の二までの規定は、保税工場について準用する。この場合において、第三十五条第一項第二号中「置く」とする貨物の種類とあるのは「保税作業の種類及び保税作業に使用する貨物の種類」と、同条第二項第四号中「貨物の保管規則及び保税料率表」とあるのは「使用規則及び使用料率表」と読み替えるものとする。

第一項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条の規定において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて、第四十四条の二第二項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十四条の二第一項の表第四十八条の二第一項の項中「第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同表第四十八条の二第二項の項中「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八条の二第三項及び第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十一条各号」と、同表第四十八条の二第四項の項中「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同条第二項中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と、「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と読み替えるものとする<sup>9)</sup>

（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）

第五十一条の十五 第三十五条第三項及び第四項、第三十六条、第三十六条の二、第三十七条から第三十九条まで、第三十九条の二第二項から第四項まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第四十九条の二、第五十一条の五並びに第五十一条の六の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第三十五条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）」と、第三十六条第一項中「法第四十二条第二項ただし書」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十二条第二項ただし書」と、第三十六条の二中「法第四十三条の二第二項」とあるのは「法第六十二条

（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）

第五十一条の十五 第三十五条第三項及び第四項、第三十六条、第三十六条の二、第三十七条から第三十九条まで、第三十九条の二第二項から第四項まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第四十九条の二、第五十一条の五並びに第五十一条の六の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第三十五条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）」と、第三十六条第一項中「法第四十二条第二項ただし書」とあるのは「法第六十二条の十五（総合保税地域）」において準用する法第四十二条第二項ただし書」と、第三十六条の二中「法第四十三条の二第二項」とあるのは

の十五において準用する法第四十三條の二第二項」と、第三十七條中「法第四十四條第一項」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第四十四條第一項」と、第三十八條中「法第四十五條第一項ただし書」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第四十五條第一項ただし書」と、第三十八條の二中「法第四十五條第三項」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第四十五條第三項」と、第三十九條中「法第四十六條」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第四十六條」と、第三十九條の二第二項中「法第四十八條の二第二項又は第四項」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第四十八條の二第二項」と、第四十六條中「法第五十八條の二」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第五十八條の二」と、第四十七條第一項中「法第五十九條第二項」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第五十九條第二項」と、同条第二項中「法第五十九條第二項」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第六十一條第一項」と、第四十九條の二第一項中「法第六十一條の二第二項」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第六十一條の二第二項」と、同項第一号中「法第六十一條の二第一項の税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、「法第六十一條第一項」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第六十一條第一項」と、「保税作業に使用した」とあるのは「保税作業（改装、仕分その他の手入れを除く。以下この条において同じ。）に使用した」と、同項第二号中「法第六十一條の四において準用する法第四十三條の三第一項（外国貨物を置くことの承認）」とあるのは「法第六十二條の十（外国貨物を置くこと等の承認）」と、同項第四号中「法第六十一條の二第一項の規定により税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、同条第三項中「法第六十一條の二第二項」とあるのは「法第六十二條の

は「法第六十二條の十五（総合保税地域）」において準用する法第四十三條の二第二項」と、第三十七條中「法第四十四條第一項」とあるのは「法第六十二條の十五（総合保税地域）」において準用する法第四十四條第一項」と、第三十八條中「法第四十五條第一項ただし書」とあるのは「法第六十二條の十五（総合保税地域）」において準用する法第四十五條第一項ただし書」と、第三十八條の二中「法第四十五條第三項」とあるのは「法第六十二條の十五（総合保税地域）」において準用する法第四十五條第三項」と、第三十九條中「法第四十六條」とあるのは「法第六十二條の十五（総合保税地域）」において準用する法第四十六條」と、第三十九條の二第二項中「法第四十八條の二第二項又は第四項」とあるのは「法第六十二條の十五（総合保税地域）」において準用する法第四十八條の二第二項又は第四項」とあるのは「法第六十二條の十五（総合保税地域）」において準用する法第四十八條の二第二項又は第四項」と、第四十六條中「法第五十八條の二」とあるのは「法第六十二條の十五（総合保税地域）」において準用する法第五十八條の二」と、第四十七條第一項中「法第五十九條第二項」とあるのは「法第六十二條の十五（総合保税地域）」において準用する法第五十九條第二項」と、同条第二項中「法第五十九條第二項」とあるのは「法第六十二條の十五（総合保税地域）」において準用する法第六十一條第一項」と、第四十九條の二第一項中「法第六十一條の二第一項の税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、「法第六十一條第一項」とあるのは「法第六十二條の十五において準用する法第六十一條第一項」と、「保税作業に使用した」とあるのは「保税作業（改装、仕分その他の手入れを除く。以下この条において同じ。）に使用した」と、同項第二号中「法第六十二條（保税工場）」において準用する法第四十三條の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くこと等の承認）」とあるのは「法第

十五において準用する法第六十一条の二第二項」と、第五十一条の五第一項中「法第六十二条の四第一項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の四第一項」と、同条第二項中「法第六十二条の四第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の四第二項」と、第五十一条の六第一項中「法第六十二条の五」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の五」と読み替えるものとする。

(輸入申告の手続)

第五十九条 (省略)

2 法第四条第一項第二号(課税物件の確定の時期)に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物(以下この項において「保税製品」という。)を輸入しようとする者は、当該保税製品に使用した原料である外国貨物の品名並びに当該外国貨物の課税標準に相当する数量及び価格を前項の輸入申告書に併せて記載するとともに、当該外国貨物に係る法第六十一条の四において準用する法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)又は法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定による税関長の承認を証する書類を税関に提示しなければならない。ただし、当該保税製品が特例申告貨物である場合は、この限りでない。

(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)

第五十九条の三 法第六十七条の二第一項第一号(輸出申告又は輸入申告の時期)の規定により、貨物を保税地域等(保税地域又は同項に規定する税関長が指定した場所をいう。以下この項において同じ。)に入れずに輸出申告又は輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合と

第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)と、同項第四号中「法第六十一条の二第一項の規定により税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、同条第三項中「法第六十一条の二第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条の二第二項」と、第五十一条の五第一項中「法第六十二条の四第一項」とあるのは「法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する法第六十二条の四第一項」と、同条第二項中「法第六十二条の四第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十二条の五」とあるのは「法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する法第六十二条の五」と読み替えるものとする。

(輸入申告の手続)

第五十九条 同上

2 法第四条第一項第二号(課税物件の確定の時期)に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物(以下この項において「保税製品」という。)を輸入しようとする者は、当該保税製品に使用した原料である外国貨物の品名並びに当該外国貨物の課税標準に相当する数量及び価格を前項の輸入申告書に併せて記載するとともに、当該外国貨物に係る法第六十二条において準用する法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)又は法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定による税関長の承認を証する書類を税関に提示しなければならない。ただし、当該保税製品が特例申告貨物である場合は、この限りでない。

(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)

第五十九条の三 法第六十七条の二第一項ただし書(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)の規定により、貨物を保税地域等(保税地域又は同項に規定する税関長が指定した場所をいう。以下この項において同じ。)に入れずに輸出申告又は輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げ

する。

一 これらの申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合に限り。次号において同じ。）

二（省略）

三 輸入申告を電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第一条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。）を使用して行う場合（当該輸入申告に係る輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要があり、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合に限り。）

四（省略）

2（省略）

3 法第六十七条の二第一項第二号の規定による輸入申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

（技術的読替え等）

第五十九条の十一 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中、「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは、「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」と、同表の第四十八条の二第三項及び第五項の項中、「（許可の要件）」とあるのは、「（許可の要件）」のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号（承認の要件）」とあるのは、「第六十七条の四各号（承認の要件）」のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と、第四

る場合とする。

一 これらの申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行なうのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合に限り。次号において同じ。）

二 同上

三 輸入申告を電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第一条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行う場合（当該輸入申告に係る輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要があり、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合に限り。）

四 同上

2 同上

（技術的読替え等）

第五十九条の十一 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承継）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中、「第七条の二第一項（申告の特例）」とあるのは、「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」と、同表の第四十八条の二第三項及び第五項の項中、「第七条の五各号」とあるのは、「第六十七条の四各号」と、第四十八条の二第四項の項中、「特例輸入者に係る貨物の輸入」とあるのは、「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは、「第六十七条の八第一項第一号又は第三号」と読み

十八条の二第四項の項中「特例輸入者に係る貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の八第一項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の承認を」と、同項第一号中「被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「被相続人であつて、法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の氏名及び住所」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の名称及び住所」と、同項第二号中「合併又は分割をしようとする法人の名称及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「保税蔵置場」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）

第六十一条（省 略）

2（省 略）

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日（当該貨物につき第三十六条の三第一項（第五十条の二）において準用する場合を含む。）又は第五十一条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第六項において同じ。（）においてその発行の日から四月以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

4～8（省 略）

替えるものとする。

2 第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十七条の十において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）の承認を」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可を」とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の氏名及び住所」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第六十七条の三第一項の承認を受けた者の名称及び住所又は居所」と、同項第二号中「保税蔵置場」とあるのは「特定輸出者に係る特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

（課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等）

第六十一条 同上

2 同上

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日（当該貨物につき第三十六条の三第一項（第五十一条）において準用する場合を含む。）又は第五十一条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第六項において同じ。（）においてその発行の日から四月以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

4～8 同上

(保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い)

第六十七条 郵便事業株式会社は、法第七十七条第三項ただし書(郵便物の関税の納付等)の郵便物を交付したときは、その旨を同条第一項の通知に係る書面に記載して、これを当該通知をした税関長に還付しなければならない。

(交付できない郵便物に係る書面の取扱い)

第六十八条 法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)に規定する郵便物を名あて人に交付することができないときは、郵便事業株式会社は、同項の通知に係る書面にその事由を記載して、これを当該通知をした税関長に還付しなければならない。

(郵便事業株式会社による関税の納付に係る納付期日)

第六十八条の二 法第七十七条の三第一項(郵便事業株式会社による関税の納付等)に規定する政令で定める日は、郵便事業株式会社が法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)の規定により関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から起算して十一取引日(国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第七条第二項(口座振替納付に係る納付期日)に規定する取引日をいう。以下この条において同じ。)(を経過した最初の取引日(災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと税関長が認める場合には、その承認する日)とする。

(帳簿の記載事項等)

第六十八条の三 郵便事業株式会社は、帳簿を備え付け、納付受託郵便物(法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)の規定により関税の納付の委託を受けた郵便物をいう。次項において同じ。)(ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

(保税運送のための郵便物に係る書類の取扱い)

第六十七条 郵便事業株式会社は、法第七十七条第三項ただし書(保税運送のための郵便物の受取り)の郵便物を交付したときは、その旨を同条第一項の通知に係る書類に記載して、これを当該通知をした税関長に還付しなければならない。

(交付できない郵便物に係る書類の取扱い)

第六十八条 法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)に規定する郵便物を名あて人に交付することができないときは、郵便事業株式会社は、同項の通知に係る書類にその事由を記載して、これを当該通知をした税関長に還付しなければならない。

一 法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの

二 関税の額

三 関税の額に相当する金銭の交付を受けた年月日

四 関税の額に相当する金銭を日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付した年月日

2 | 郵便事業株式会社は、前項の帳簿を整理し、その納付受託郵便物の関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から七年間保存しなければならない。

（臨時開庁を必要とする事務等）

第八十七条 法第九十八条第一項（臨時開庁）に規定する政令で定める臨時の執務は、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積み込み等）に規定する承認に係る事務

二 法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）に規定する承認に係る事務

三 法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）に規定する許可に係る事務

三の二及び四（省略）

五 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る事務

六 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認に係る事務

七（省略）

2及び3（省略）

（臨時開庁を必要とする事務等）

第八十七条 法第九十八条第一項（臨時開庁）に規定する政令で定める臨時の執務は、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条第一項（外国貨物である船用品又は機用品の積み込み）に規定する承認に係る事務

二 法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（法第六十二条（保税工場）において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（総合保税地域）に外国貨物を置くこと等の承認）に規定する承認に係る事務

三 法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）に規定する許可に係る事務

三の二及び四 同上

五 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積みもどし）において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る事務

六 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取）に規定する承認に係る事務

七 同上

2及び3 同上

(税関長の権限の委任)

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に依じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の第二項(納期限の延長)の規定、法第十一条(関税の徴収)の規定及び特例申告貨物についての法第二章(関税の確定、納付、徴収及び還付)の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の九(輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)及び第六十九条の十九(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定に基づく税関長の権限(専門委員の委嘱に係るものに限る)については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限(次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。 ) 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の第二項(申告の特例)(承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。 )、第七条の十(申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)及び第七条の十二(承認の取消し)の規定、法第三十七条第一項及び第二項(指定保税地域の指定又は取消し)の規定(同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。 )、法第三十八条(指定保税地域の処分等)の規定、法第四十一条の二(外国貨物の搬入停止等)の規定、法第四十二条(保税蔵置場の許可)の規定、法第四十七条(許可の失効)(法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。 )の規定、法第四十八条(許可の取消し等)(法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。 )の規定、法第四十八条の二(許可の承継)(法第七条の十三、第五十五条(法第六十二条において準用する場合を含む。 )、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五及び第六十七条の十において準用する場合を含む。 )の規定、法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の規定、法第五十四条

(税関長の権限の委任)

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に依じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の第二項(納期限の延長)の規定、法第十一条(関税の徴収)の規定及び特例申告貨物についての法第二章(関税の確定、納付、徴収及び還付)の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定に基づく税関長の権限(専門委員の委嘱に係るものに限る。 )については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限(次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。 ) 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の第二項(申告の特例)(承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。 )、第七条の十(申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)及び第七条の十二(承認の取消し)の規定、法第三十七条第一項及び第二項(指定保税地域の指定又は取消し)の規定(同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。 )、法第三十八条(指定保税地域の処分等)の規定、法第四十一条の二(外国貨物の搬入停止等)の規定、法第四十二条(保税蔵置場の許可)の規定、法第四十七条(許可の失効)(法第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。 )の規定、法第四十八条(許可の取消し等)(法第六十二条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。 )の規定、法第四十八条の二(許可の承継)(法第七条の十三、第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。 )の規定、法第五十六条(保税工場の許可)及び第六十一条の二第一項(指定保税工場の簡易手続)の規定、法第六十二条の二(保税展示場の許可)の規定、法第六十二条の八

承認の取消し等) (法第六十二条において準用する場合を含む。) の規定、  
法第五十六条(保税工場の許可)、第六十一条の二第一項(指定保税工場の  
簡易手続)及び第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定、法  
第六十二条の二(保税展示場の許可)の規定、法第六十二条の八(総合保税  
地域の許可)及び第六十二条の十四(許可の取消し等)の規定、法第六十七  
条の三第一項(輸出申告の特例)(承認に関する部分に限る。次号イにおい  
て同じ。)、第六十七条の七(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくな  
つた旨の届出)及び第六十七条の九(承認の取消し)の規定、法第六十九条  
の四(第四項を除く。)(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)、第  
六十九条の五(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め)、第六  
十九条の十三(第四項を除く。)(輸入してはならない貨物に係る申立て手  
続等)及び第六十九条の十四(輸入差止申立てにおける専門委員への意見の  
求め)の規定並びに法第一百一条第五項(手数料の軽減又は免除)の規定

ロ (省略)

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関  
長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長  
が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ (省略)

ロ 法第四十三条の三(外国貨物を置くことの承認)(法第六十一条の四にお  
いて準用する場合を含む。)(の規定、法第六十二条の三(保税展示場に入れ  
る外国貨物に係る手続)の規定、法第六十二条の四(販売用貨物等の蔵置場  
所の制限等)及び第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)(こ  
れらの規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。)(の規定、  
法第六十二条の六(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての  
関税の徴収)の規定、法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の  
規定並びに法第九十八条(臨時開庁)の規定

ハ (省略)

(総合保税地域の許可)及び第六十二条の十四(許可の取消し等)の規定、  
法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)(承認に関する部分に限る。次  
号イにおいて同じ。)、第六十七条の七(輸出申告の特例の適用を受ける必  
要がなくなつた旨の届出)及び第六十七条の九(承認の取消し)の規定、法  
第六十九条の四(第四項を除く。)(輸出してはならない貨物に係る申立て  
手続等)、第六十九条の五(輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求  
め)、第六十九条の十三(第四項を除く。)(輸入してはならない貨物に係  
る申立て手続等)及び第六十九条の十四(輸入差止申立てにおける専門委員  
への意見の求め)の規定並びに法第一百一条第五項(手数料の軽減又は免除)  
の規定

ロ 同上

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関  
長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長  
が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 同上

ロ 法第四十三条の三(外国貨物を置くことの承認)(法第六十二条におい  
て準用する場合を含む。)(の規定、法第六十二条の三(保税展示場に入れる外  
国貨物に係る手続)の規定、法第六十二条の四(販売用貨物等の蔵置場所の  
制限等)及び第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)(これら  
の規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。)(の規定、法第  
六十二条の六(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税  
の徴収)の規定、法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定  
並びに法第九十八条(臨時開庁)の規定

ハ 同上

<p>2 (省略)</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書 及び附属書 に掲げる種(同条約第十五条3及び第二十三条2の規定により日本国が留保を付しているものを除く。)の標本(同条約第一条 に規定する標本をいう。)に該当する貨物に係る次に掲げる規定に基づき税関長の権限については、財務大臣が指定する税関官署の長を除き、委任されないものとする。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 法第四十三条の三(法第六十一条において準用する場合を含む。)の規定及び法第六十二条の十の規定</p> <p>三 (省略)</p> <p>4及び5 (省略)</p>	<p>2 同上</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書 及び附属書 に掲げる種(同条約第十五条3及び第二十三条2の規定により日本国が留保を付しているものを除く。)の標本(同条約第一条 に規定する標本をいう。)に該当する貨物に係る次に掲げる規定に基づき税関長の権限については、財務大臣が指定する税関官署の長を除き、委任されないものとする。</p> <p>一 同上</p> <p>二 法第四十三条の三(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定及び法第六十二条の十の規定</p> <p>三 同上</p> <p>4及び5 同上</p>
---	---

<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）</p> <p>（輸入数量の算出方法）</p> <p>第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（統計の作成）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十九年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(承認小売業者の承認申請手続等)</p> <p>第四十一条 法第十四条第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げ</p>	<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）</p> <p>（輸入数量の算出方法）</p> <p>第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十二条において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定による通知とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（統計の作成）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十九年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。</p> <p>2 同上</p> <p>(承認小売業者の承認申請手続等)</p> <p>第四十一条 法第十四条第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げ</p>
--	--

<p>る事項を記載した申請書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。</p> <p>一及び二 (省略)</p> <p>三 特定販売場について関税法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)の許可を受けた年月日及び許可書の番号(同法第五十条第二項の規定により同法第四十一条第一項の許可を受けたものとみなされる場所である場合にあつては、同法第五十条第一項の届出をした年月日)</p> <p>四、六 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>る事項を記載した申請書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。</p> <p>一及び二 同上</p> <p>三 特定販売場について関税法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)の許可を受けた年月日及び許可書の番号</p> <p>四、六 同上</p> <p>2 同上</p>
---	--

改正案

現行

<p>税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）（第三条関係）</p> <p>（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）</p> <p>第二条（省略）</p> <p>2及び3（省略）</p> <p>4 税関長は、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされた場所について法第百条第二号の規定により納付すべき手数料（当該場所における法第五十条第一項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務が電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二条第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条第三項において同じ。）を使用して行われるもの（以下この項において「軽減蔵置場」という。）に係るものに限る。）については、法第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、第一項の規定により計算される額（軽減蔵置場となる日の属する月及び軽減蔵置場でなくなる日の属する月については、日割により計算した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>5 前項の規定により手数料の額が軽減される場合において、第九条第三項又は第十四条第三項の規定により納付され、又は前納された月分の手数料の額が前項の規定により軽減された後の額を超えることとなるときは、当該超える部分の額は、当該納付され、又は前納された月分以後の手数料の額に順次充当する。</p> <p>（保税工場の許可手数料）</p> <p>第三条（省略）</p> <p>2（省略）</p>	<p>税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）（第三条関係）</p> <p>（保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2及び3 同上</p>
<p>（保税工場の許可手数料）</p> <p>第三条（省略）</p> <p>2（省略）</p>	<p>（保税工場の許可手数料）</p> <p>第三条 同上</p> <p>2 同上</p>

3 税関長は、法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の承認を受けた者が同条第二項の規定により法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされた場所について法第百条第二号の規定により納付すべき手数料（当該場所における法第五十六条第一項に規定する保税作業に関する業務が電子情報処理組織を使用して行われるもの（以下この項において「軽減工場」という。）に係るものに限る。）については、法第百一条第一項（手数料の軽減又は免除）の規定により、第一項の規定により計算される額（軽減工場となる日の属する月及び軽減工場でなくなる日の属する月については、日割により計算した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。

4 前条第五項の規定は、前項の規定により手数料の額が軽減される場合について準用する。

（災害による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等）

第十三条の四（省略）

2 5 （省略）

6 税関長は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設が第二項に規定する特定災害に係る指定地域に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、申請者が関税法の表の各号の下欄に掲げる規定により納付すべき手数料として第二条第一項、第三条第一項（第八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四条第一項の規定により計算される額（第二条第四項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては同条第一項の規定により計算される額から同条第四項の規定により軽減される額を控除した額とし、第三条第三項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては同条第一項の規定により計算される額から同条第三項の規定により軽減される額を控除した額とする。）のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

（災害による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等）

第十三条の四 同上

2 5 同上

6 税関長は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設が第二項に規定する特定災害に係る指定地域に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、申請者が関税法の表の各号の下欄に掲げる規定により納付すべき手数料として第二条第一項、第三条第一項（第八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四条第一項の規定により計算される額のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

一及び二（省略）

（自由貿易地域等に係る手数料の軽減等）

第十三条の五（省略）

2 税関長は、沖振法第四十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第二項第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額（同条第四項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては、同条第一項の規定により計算される額の四分の三に相当する額）を軽減することができる。

3 税関長は、沖振法第四十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第三項第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額（同条第三項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては、同条第一項の規定により計算される額の四分の三に相当する額）を軽減することができる。

4 （省略）

一及び二 同上

（自由貿易地域等に係る手数料の軽減等）

第十三条の五 同上

2 税関長は、沖振法第四十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第二項第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

3 税関長は、沖振法第四十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第三項第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

4 同上

改正案	現行
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第四条関係）</p> <p>（保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い）</p> <p>第四条 郵便事業株式会社は、法第七条第三項に規定する書類の提示を受けて同項に規定する郵便物を交付したときは、その旨を同条第一項の通知に係る書面に記載して、これを当該通知をした税関長に送り返さなければならない。</p> <p>（内国消費税の納付前における郵便物の受取りの手続）</p> <p>第五条 法第七条第八項において準用する関税法第七十七条第六項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税関長の承認を受けようとする者は、関税法施行令第六十七条の二（関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請）に規定する申請書に、その承認を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量を付記しなければならない。</p> <p>（交付できない郵便物に係る書面の取扱い）</p> <p>第六条 法第七条第一項に規定する郵便物を名あて人に交付することができないときは、郵便事業株式会社は、同項の通知に係る書面にその理由を記載して、これを当該通知をした税関長に送り返さなければならない。</p> <p>（郵便事業株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等）</p> <p>第六条の二 関税法施行令第六十八条の二（郵便事業株式会社による関税の納付に係る納付期日）の規定は、法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の三第一項（郵便事業株式会社による関税の納付等）に規定する政令で定める日に</p>	<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第四条関係）</p> <p>（保税運送のための郵便物に係る書類の取扱い）</p> <p>第四条 郵便事業株式会社は、法第七条第三項に規定する書類の提示を受けて同項に規定する郵便物を交付したときは、その旨を同条第一項の通知に係る書類に記載して、これを当該通知をした税関長に送り返さなければならない。</p> <p>（内国消費税の納付前における郵便物の受取りの手続）</p> <p>第五条 法第七条第五項において準用する関税法第七十七条第六項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税関長の承認を受けようとする者は、関税法施行令第六十七条の二（関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請）に規定する申請書に、その承認を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量を付記しなければならない。</p> <p>（交付できない郵便物に係る書類の取扱い）</p> <p>第六条 法第七条第一項に規定する郵便物を名あて人に交付することができないときは、郵便事業株式会社は、同項の通知に係る書類にその理由を記載して、これを当該通知をした税関長に送り返さなければならない。</p>

ついて準用する。この場合において、同令第六十八条の二中「法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。

2| 関税法施行令第六十八条の三（帳簿の記載事項等）の規定は、法第七条第四項又は第五項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付の委託を受けた郵便事業株式会社と同条第六項において準用する関税法第七十七条の四（帳簿の備付け）の規定による帳簿の備付け及び保存について準用する。この場合において、同令第六十八条の三第一項中「法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、「ここに」とあるのは「ここに」と、かつ、内国消費税の税目」と、「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項」と読み替えるものとする。

3| 前二項に定めるもののほか、法第七条第四項又は第五項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託する場合における同条第四項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（領置物件等の還付に際しての内国消費税の徴収をしない者）

第六条の三（省略）

（領置物件等の還付に際しての内国消費税の徴収をしない者）

第六条の二 同上

改正案	現行
<p>国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）（第五条関係）</p> <p>（延滞税の計算期間の起算日の特例）</p> <p>第二十五条 法第六十条第二項（延滞税の額の計算）に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とし、同項に規定する政令で定める日は、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>一～三 （省 略）</p> <p>四 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第七條第八項（消費税等に対する準用）において準用する関税法第七十七條第六項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物に係る消費税等 その納税告知書を発した日（当該告知書を二回以上にわたつて発した場合には、その最初に発した日）</p> <p>五～七 （省 略）</p>	<p>国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）（第五条関係）</p> <p>（延滞税の計算期間の起算日の特例）</p> <p>第二十五条 法第六十条第二項（延滞税の額の計算）に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とし、同項に規定する政令で定める日は、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>一～三 同 上</p> <p>四 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第七條第五項（消費税等に対する準用）において準用する関税法第七十七條第六項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物に係る消費税等 その納税告知書を発した日（当該告知書を二回以上にわたつて発した場合には、その最初に発した日）</p> <p>五～七 同 上</p>

改正案	現行
<p>通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（第六条関係）</p> <p>（通知を要する検査の範囲）</p> <p>第七条 法第十六条に規定する政令で定める検査は、次に掲げる検査とする。</p> <p>一 （省略）</p> <p>二 関税法第四十三条の四（同法第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の検査</p> <p>三 （省略）</p>	<p>通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（第六条関係）</p> <p>（通知を要する検査の範囲）</p> <p>第七条 法第十六条に規定する政令で定める検査は、次に掲げる検査とする。</p> <p>一 同上</p> <p>二 関税法第四十三条の四（同法第六十一条及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の検査</p> <p>三 同上</p>

改正案		現行	
<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第七条関係）</p> <p>（国際貨物業務）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（以下「法」という。）（第二条第二号（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五（省略）</p> <p>六 通関業務の料金、保税蔵置場（関税法第五十条第二項（保税蔵置場の許可の特例）の規定により同法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けたるもの）とみなされる場所を含む。）における保管料その他の料金の計算又は請求に関する業務</p> <p>七～九（省略）</p> <p>別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）</p>		<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第七条関係）</p> <p>（国際貨物業務）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（以下「法」という。）（第二条第二号（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五 同上</p> <p>六 通関業務の料金、保税蔵置場における保管料その他の料金の計算又は請求に関する業務</p> <p>七～九 同上</p> <p>別表（第一条、第二条、第三条、第四条関係）</p>	
番号	手続	番号	手続
一	（省略）	一	同上
二	（省略）	二	同上
三	関税法第六十一条の四（保税工場）において読み替えて準用する同法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請	三	関税法第六十二条（保税工場）において読み替えて準用する同法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請

二二〇	～	三三	三二	三〇	～	二二〇
		(省略)	関税法第六十七条の二第一項第一号(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)の規定による承認の申請(関税法施行令第五十九条の三第一項第四号に掲げる場合を除く。)		(省略)	
四三	～	三三				四三
		(省略)				

二二〇	～	三三	三二	三〇	～	二二〇
		同上	関税法第六十七条の二第一項ただし書(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)の規定による承認の申請(関税法施行令第五十九条の三第一項第四号に掲げる場合を除く。)		同上	
四三	～	三三				四三
		同上				

改正案	現行
<p>消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第八条関係）</p> <p>（輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の特例）</p> <p>第四十六条（省略）</p> <p>2 前項の規定は、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第七条第一項（郵便物の内国消費税の納付等）の郵便物の名あて人である事業者が同条第八項において準用する関税法第七十七条第六項（郵便物の関税の納付等）の規定の適用を受ける場合における当該郵便物の引取りに係る消費税額について準用する。</p> <p>（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等）</p> <p>第四十九条（省略）</p> <p>2～4（省略）</p> <p>5 法第三十条第九項第三号に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～四（省略）</p> <p>五 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第七条第七項（郵便物の内国消費税の納付等）の規定により賦課決定通知書とみなされる同条第一項の郵便物に係る同項の書面</p> <p>六 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第七条第八項において準用する関税法第七十七条第六項（郵便物の関税の納付等）の規定により税関長の承認を受けて消費税の納付前に郵便物を受け取った場合における同項の承認があつたことを証する書類</p> <p>七～九（省略）</p>	<p>消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第八条関係）</p> <p>（輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の特例）</p> <p>第四十六条 同上</p> <p>2 前項の規定は、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第七条第一項（郵便物の内国消費税の納付等）の郵便物の名あて人である事業者が同条第五項において準用する関税法第七十七条第六項（郵便物の関税の納付等）の規定の適用を受ける場合における当該郵便物の引取りに係る消費税額について準用する。</p> <p>（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等）</p> <p>第四十九条 同上</p> <p>2～4 同上</p> <p>5 法第三十条第九項第三号に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～四 同上</p> <p>五 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第七条第四項（郵便物の内国消費税の納付等）の規定により賦課決定通知書とみなされる同条第一項の郵便物に係る同項の書類</p> <p>六 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第七条第五項において準用する関税法第七十七条第六項（郵便物の関税の納付等）の規定により税関長の承認を受けて消費税の納付前に郵便物を受け取った場合における同項の承認があつたことを証する書類</p> <p>七～九 同上</p>

6  
(普  
啓)

6  
同  
上

改正案

現行

<p>沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（第九条関係）</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）（第九条関係）</p>
<p>（自由貿易地域又は特別自由貿易地域内における事業の認定を受けることができる者の要件等）</p>	<p>（自由貿易地域又は特別自由貿易地域内における事業の認定を受けることができる者の要件等）</p>
<p>第十六条（省 略）</p>	<p>第十六条 同 上</p>
<p>2 法第四十三条第一項（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>2 法第四十三条第一項（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>
<p>一 自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の土地又は建設物その他の施設（以下「施設等」という。）の全部又は一部について関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可（以下「保税蔵置場等の許可」という。）を受けて事業を行おうとする者（同法第四十三条第一号から第五号まで）（同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものを除き、施設等の全部又は一部について同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む。）</p>	<p>一 自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の土地又は建設物その他の施設（以下「施設等」という。）の全部又は一部について関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可（以下「保税蔵置場等の許可」という。）を受けて事業を行おうとする者（同法第四十三条第一号から第五号まで）（同法第六十二条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものを除く。）</p>
<p>二（省 略）</p>	<p>二 同 上</p>
<p>（認定の失効）</p>	<p>（認定の失効）</p>
<p>第十九条 事業認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p>	<p>第十九条 事業認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。</p>
<p>一 第十六条第一項に規定する者として事業認定を受けた者（以下この条及び次条において「一項認定事業者」という。）又は第十六条第二項第一号に該当する者として事業認定を受けた者（以下この条及び次条において「一号認定事業者」という。）が受けた認定事業に係る総合保税地域の許可又は保税蔵置場等の許可（関税法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第</p>	<p>一 第十六条第一項に規定する者として事業認定を受けた者（以下この条及び次条において「一項認定事業者」という。）又は第十六条第二項第一号に該当する者として事業認定を受けた者（以下この条及び次条において「一号認定事業者」という。）が受けた認定事業に係る総合保税地域の許可又は保税蔵置場等の許可が失効したとき。</p>

四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場合における当該許可を含む。)が失効したとき。

二 (省 略)

三 一 項認定事業者が当該事業認定を受けた日から三年を超えない範囲内で当該事業認定ことに主務大臣が財務大臣に協議して定める日(次号において「指定日」という。)(までに総合保税地域の許可を受けなかったとき、又は一号認定事業者が当該事業認定を受けた日後一年以内に保税蔵置場等の許可を受けなかったとき)(一号認定事業者が関税法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の承認を受けている者である場合にあつては、当該事業認定を受けた日後一年以内に同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の届出をしなかったとき)。

四 六 (省 略)

(認定の取消しの事由)

第二十条 法第四十三条第三項の政令で定める事由は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当することとする。

一 (省 略)

二 一 号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第五号まで(同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当することとなったとき。

三 (省 略)

(除外される施設等)

第二十四条 法第四十五条第一項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 (省 略)

二 沖縄地区税関長が総合保税地域の許可又は保税蔵置場等の許可を行った施設等(沖縄地区税関長が関税法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の届出

二 同 上

三 一 項認定事業者が当該事業認定を受けた日から三年を超えない範囲内で当該事業認定ことに主務大臣が財務大臣に協議して定める日(次号において「指定日」という。)(までに総合保税地域の許可を受けなかったとき、又は一号認定事業者が当該事業認定を受けた日後一年以内に保税蔵置場等の許可を受けなかったとき。

四 六 同 上

(認定の取消しの事由)

第二十条 法第四十三条第三項の政令で定める事由は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当することとする。

一 同 上

二 一 号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第五号まで(同法第六十二条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当することとなったとき。

三 同 上

(除外される施設等)

第二十四条 法第四十五条第一項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 同 上

二 沖縄地区税関長が総合保税地域の許可又は保税蔵置場等の許可を行った施設等

を受理した施設等を含む。( )

三及び四 (省略)

2及び3 (省略)

三及び四 同上

2及び3 同上